

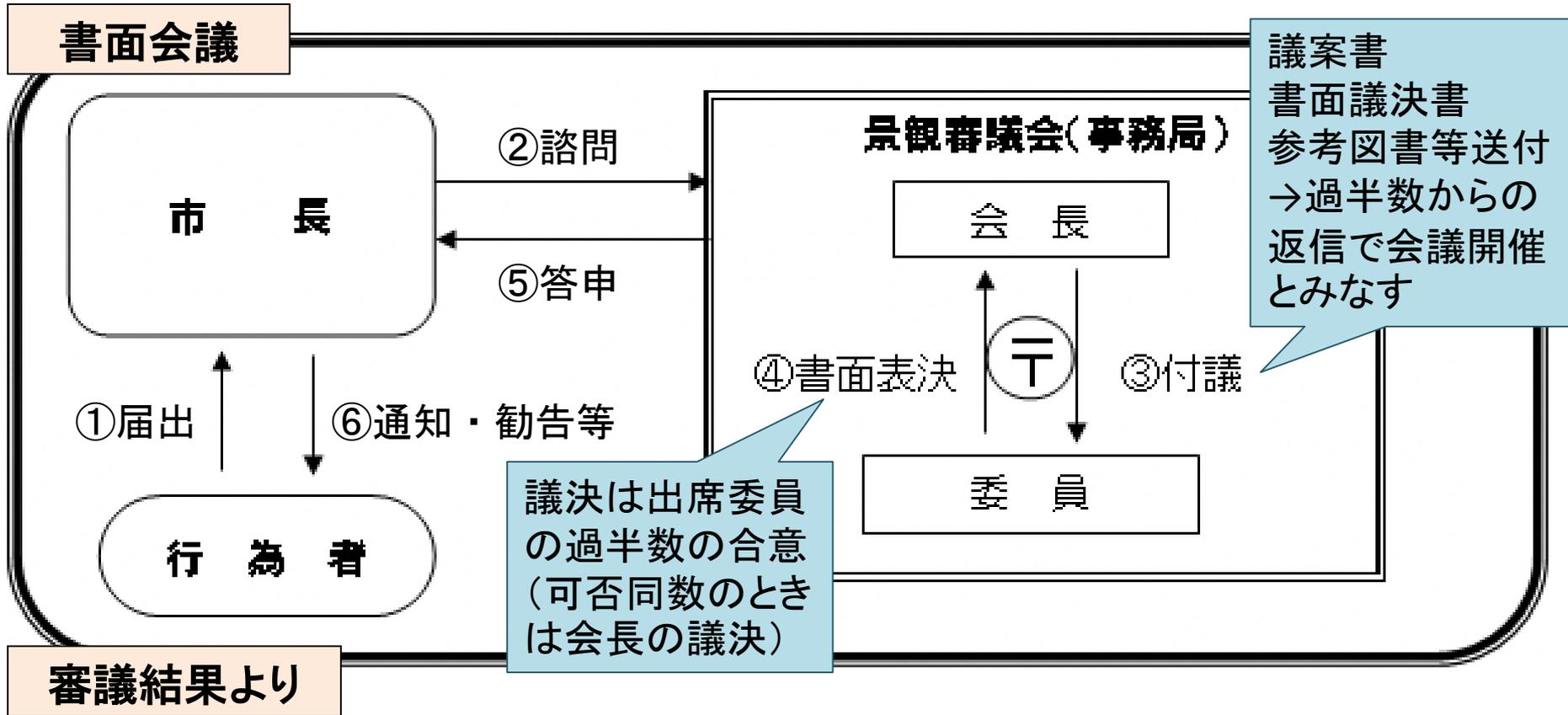
平成30年6月27日
第23回草津市景観審議会
資料3

《報告2》

書面会議の実施結果について

(景観影響調査に対する意見)

書面会議の運用(第16回審議案件)



審議結果より

- ・対象案件について、**市と会長で事前に協議**し、会長の判断で委員を招集するか書面会議かを決定する。
- ・次の各号全部に該当するものを、書面議決の対象とする。
 - (1) 議事内容が良好な景観形成の根幹に関わるような重要なものでないこと。
 - (2) 書面により議案の内容が明確に理解できること。
 - (3) 30日以内に採決を必要とする事項であること。
 - (4) **従前に審議したものと同様の案件であること。**
- ・書面会議の内容は次回の審議会にて報告する。
- ・書面表決は一議案毎に、**賛成、反対または判断保留**を明らかにするように実施する。

景観影響調査案件(1) KDDI株式会社

1 対象行為の場所

- ①草津市川原町字兵庫123番1
- ②草津市下笠町字出浦4026番
- ③草津市矢橋町1957番6

2 対象行為の種類

工作物の改築
(携帯電話用無線アンテナの交換)

3 対象行為の規模等について

- (1) 最後部の高さ
 - ①31.00m(変更なし)
 - ②35.70m(変更なし)
 - ③20.00m(変更なし)

(2) 行為の概要

- ①~③について、2.5mのアンテナ3本交換



アンテナ等工作物の景観形成基準について

田園ゾーンの景観形成基準

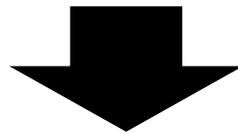
工作物の最高部の高さは13m以下とすること。ただし、次の①、②については、眺望景観に関する措置を講じ、景観影響調査を実施し、草津市景観審議会の意見を聴いて、やむを得ないと認められる場合は、これによらないことができるものとする。

①公共、公益上必要な場合

②現に有する機能を維持するため、既存の高さおよび容積の範囲内で行う、工作物の改築、増築および外観の変更を伴う修繕もしくは模様替、および色彩を変更する場合。

◆近景域における調査の結果、景観形成基準に適合しており周囲の景観と調和したものとなることと予測し、景観影響はないものと評価する。

⇒ 景観形成措置 … 特になし



当該行為による景観影響はないものと
総合的に評価する

書面会議の結果について

書面会議の実施

資料一式および書面表決書を委員に郵送。(4月13日発送⇒回答期限4月27日)

期日内に委員15名全員からの回答があったため会議が開催されたものとし、委員全員が会議に出席したものとする。

書面会議の結果

表決	賛成	反対	判断保留	合計
票数	15	0	0	15

◆議事に関する意見

当該行為は、景観に大きな影響を及ぼさないと考えられる。



草津市景観計画上、支障なく当該行為を行えるものとする。

景観影響調査案件(2) 株式会社ビジョンシステム

1 対象行為の場所

草津市矢橋町1957-6

2 対象行為の種類

工作物の増築

(携帯電話用無線アンテナおよび
機器の増設)

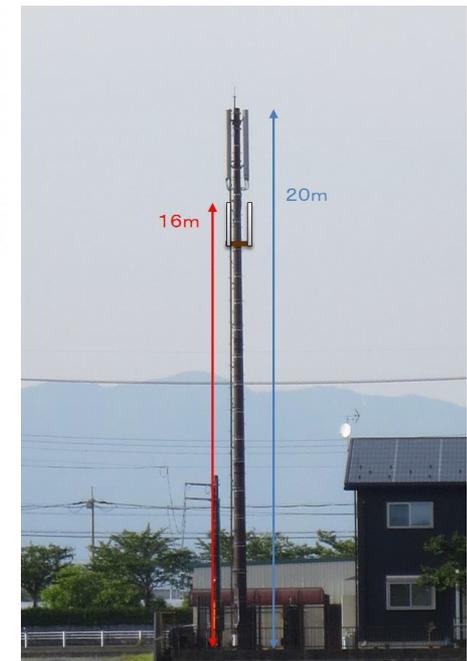
3 対象行為の規模等について

(1) 最高部の高さ : 20.00m
(変更なし)

(2) 行為場所の高さ: 16.00m

(3) 行為の概要 :

草津市景観計画施行以前(平成23年)建柱の高さ20m
のコンクリート柱の中腹部分に二股アンテナを増設。
アンテナ取り付け金具の塗装および機器のカバー塗装
の色彩は既存の柱と同色



アンテナ等工作物の景観形成基準について

田園ゾーンの景観形成基準

工作物の最高部の高さは13m以下とすること。ただし、次の①、②については、眺望景観に関する措置を講じ、景観影響調査を実施し、草津市景観審議会の意見を聴いて、やむを得ないと認められる場合は、これによらないことができるものとする。

①公共、公益上必要な場合

②現に有する機能を維持するため、既存の高さおよび容積の範囲内で行う、工作物の改築、増築および外観の変更を伴う修繕もしくは模様替、および色彩を変更する場合。

◆近景域における調査の結果、景観形成基準に適合しており周囲の景観と調和したものとなることと予測し、景観影響はないものと評価する。

⇒ 景観形成措置 … 特になし



当該行為による景観影響はないものと
総合的に評価する

書面会議の結果について

書面会議の実施

資料一式および書面表決書を委員に郵送。(5月21日発送⇒[回答期限5月31日](#))
期日内に委員15名全員からの回答があったため会議が開催されたものとし、委員全員が会議に出席したものとする。

書面会議の結果

表決	賛成	反対	判断保留	合計
票数	15	0	0	15

◆議事に関する意見

既存のアンテナも含めて、現状の写真では見る角度によってアンテナ部分が光に反射して見える。

事業者を確認したところ、既存アンテナは金属そのままではなく、グレー(N6~7)で塗装しており、新設のアンテナも同様に塗装する計画のため、光が反射するおそれはない。



草津市景観計画上、支障なく当該行為を行えるものとする。